

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法（平成27年法律第16号）第3条第2項の規定に基づき、令和4年度予算における特定防衛調達に係る長期契約の相手方の商号又は名称等の概要を別紙のとおり公表します。

令和4年9月28日

防衛大臣 浜田 靖一

(別紙)

令和4年度予算における特定防衛調達に係る長期契約の相手方の商号又は名称等の概要について

1. 本公表の対象

令和4年度予算における特定防衛調達の対象である輸送機(C-130R)のPBL 1式にかかる契約1件

※PBL: Performance Based Logistics

2. 本特定防衛調達に係る長期契約の相手方の商号又は名称及び契約金額その他の概要
付紙のとおり

3. 本特定防衛調達を長期契約により行うことによって縮減される経費の額として推計した額
付紙のとおり

4. 本特定防衛調達の概要

(1) 対象となる装備品等の整備に係る役務及び数量
輸送機(C-130R)のPBL 1式

(2) 本特定防衛調達に係る長期契約の期間
令和4年度から令和9年度までの6箇年度

(3) 対象となる装備品等の整備に係る役務の概要
輸送機(C-130R) 機体部品等供給、在庫管理、機体定期修理及び技術活動

(付紙)

役務等の名称	数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約金額(千円)	長期契約によらなかった場合の契約金額(推計・千円)	長期契約による縮減額(千円)
C-130Rの機体維持等に係る包括契約	1式	分任支出負担行為担当官 防衛装備庁調達事業部長 柴田 直彦 東京都新宿区市谷本村町5-1	令和4年9月27日	日本飛行機株式会社 神奈川県横浜市金沢区 昭和町3175番地	12,799,930	14,394,695	▲ 1,594,765